

館林市承認工事承認基準

館林市承認工事承認基準

現基準の制定 令和３年４月２７日

【承認工事承認基準】

1 車両出入口

(1)乗入幅は乗入規格表のとおりとする。

乗入規格表（申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し下表を適用する。）

型式	車 種	乗 入 幅	備 考
I 種	乗用、小型貨物自動車	4.0 m以下 (6.0 m)	一般住宅等 ただし、主として乗用・小型 貨物車が常時出入りする店 舗、事務所、マンション、貸 駐車場は6.0 m(6.0 m) 以下とする。
II 種	普通貨物自動車等 (6.5 t以下)	8.0 m以下 (8.0 m)	大型車の乗入が少ない店舗 等
III 種	大型及び中型貨物自動車 (6.5 tを超えるもの)	12.0 m以下 (12.0 m)	長さ8.0 m以上の車両が 出入りする工場、倉庫、ガソ リンスタンド、大型店舗、ド ライブイン、駐車場など

(注)

ア 乗入幅については、その必要性を十分検討し最小の幅とすること。なお、II、III種においては、幅の算出が必要と判断される場合には軌跡図の提出が必要である。

イ 取付方法については、別図第1を標準とし、特殊な箇所については別途考慮すること。

ウ 出入する車種の最大のものを適用する。

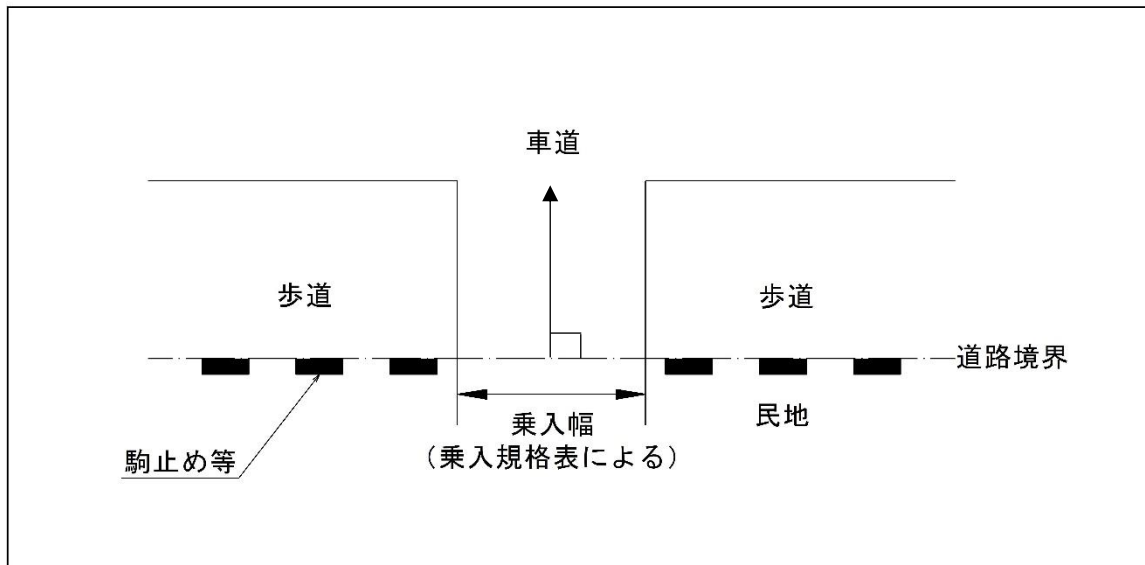
エ 車種はいずれも単車の場合である。トレーラー又は特殊な車両が出入する箇所は別途考慮することができる。

オ 車種の（ ）内は最大積載量を表す。

カ 乗入幅の数値は乗入方向に直角方向の長さとする。

キ 乗入幅の（ ）内はガードレール等設置及び撤去時の乗入幅を表す。

別図第 1



- (2) 現地の状況により駒止め等（車止め・小型擁壁・ポストコーン・ガードパイプ等）の民地側への設置を検討すること。民地側に車止め等を設ける場合は、乗入部以外からの車両の出入りを抑制するため歩道面より高低差のある構造とすること。
- (3) 舗装構成は、舗装厚表のとおりとし、乗入規格表による車種別舗装厚に適用すること。

舗装厚表

[単位：cm]

種別	車種	アスファルト舗装				コンクリート舗装		インターロッキング ^ア			
		密粒	粗粒	上層 路盤	下層 路盤	コン クリ ート	路盤	ブ ロ ック	モルタル	コン クリ ート	路盤
I 種	乗用、 小型貨物自動車	5	—	1 0	1 5	1 5	1 0	6	3	—	1 0
II 種	普通貨物自動車等 (6.5 t 以下)	5	5	1 0	1 5	2 0	2 0	8	3	1 0	1 5
III 種	大型及び中型貨物 自動車等 (6.5 t を超える もの)	5	1 0	1 0	2 0	2 5	2 5	8	3	1 0	2 0

(注)

ア 舗装厚は出入する車種の最大のものを適用すること。

イ 上層路盤材料は粒調碎石を用いるものとし、一層の仕上がり厚は15 cm 以下とすること。

ウ 路盤及び下層路盤材料はクラッシャーランを用いるものとし、一層の仕上がり厚は20 cm 以下とすること。

エ インターロッキングの敷材はモルタルとすること。

オ 申請者の都合により乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないこと。

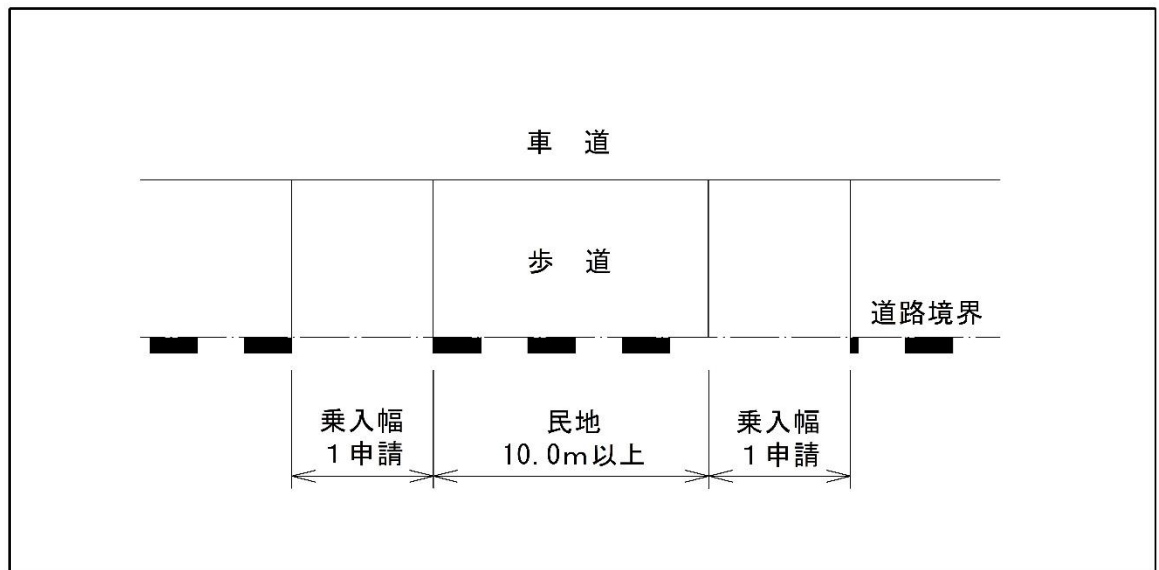
カ 上表は申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については別途考慮するものとする。

キ 車種の()内は最大積載量を表す。

ク その他については、別途協議すること。

(4) 車両乗入部は、乗入れる必要のある場所又は施設ごとに1箇所とすること。ただし、次に掲げる場合に該当し、道路管理者が必要と認める車両乗入部の間隔を確保して設置する場合は、この限りでない(車両乗入部の間隔は10.0 m 以上を原則とする)。別図第2 参照

別図第 2



ア 車両乗入部の間隔は、10.0m以上を原則とするが、これによりがたい場合には別途協議を行うこと。

イ 大規模小売店舗立地法に係る開発については、別途協議により承認することとする。

(ア) 乗入対象施設が大規模な場合（公共施設、総合病院等）

(イ) 乗入箇所を1箇所にすると、かえって混乱を招き、交通安全上好ましくないと認められる場合（コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、小売店舗等）

(ウ) その他やむを得ない事情で交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めた場合

(5)側溝及び溝蓋の改築方法については、下表のとおりとすること。

種別	適 用
I 種	・ 車道用側溝（T－14以上）、車道用溝蓋に取替（T－14以上）
II 種	・ 車道用側溝（T－25）、車道用溝蓋に取替（T－25） （特に貨物自動車等が頻繁に出入りする店舗等は「III種」と同じ構造とすること）
III 種	・ グレーチング付き道路横断用側溝化 ・ ボックスカルバート等の横断用構造物 ・ 側溝改築（T－25対応） ・ 溝蓋部の床版等横断用構造物＋（既設側溝の補強）

- ・ 側溝が歩道用側溝の場合には、I 種、II 種の場合は車道用側溝に取替えること。
- ・ III 種の場合の「側溝改築」の方法は、側溝が現場打ち或いは車道用側溝の場合には溝蓋部を床版化（側溝との一体化）すること。（T－25 対応）
- ・ ボックスカルバート等の横断用構造物とした場合は、両端に維持管理及び路面排水処理を考慮してグレーチングを設置すること。
- ・ I 種及びII 種の溝蓋取替えの際には、グレーチングを極力使用しないものとする。ただし、使用する場合はI 種については、T－14、II 種についてはT－25 を用いてボルト締めをすること。
- ・ 溝蓋部の床版化に当たっては、埋設型枠等を使用し、所定の強度を確保すること。

(6)乗入箇所と民境界までの離隔は0.5m以上とし、これによりがたい場合は別途協議すること。

(7)次に掲げる箇所以外の場所であること。ただし、自家用車等生活上出入りが必要となる通路、その他自動車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めた場合は適用しない。

ア 横断歩道及び横断歩道の前後5.0m以内の部分

イ トンネルの前後50.0m以内の部分

ウ バス停留所、ただし、停留所を表示する標識又は標識板のみの場合はその位置から10.0m以内の部分

エ 地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5.0m以内の部分

オ 交差点の中及び停止線のない交差点については交差点の側端又は道路の曲

がり角から 5.0 m 以内の部分。ただし、T 字型交差点の突き当りの部分を除く
カ バス停車帯の部分

キ 橋の部分

ク 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び
占用者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

(8) 車両乗入部の位置は、民地側に車庫や耕作地等、その他自動車の保管する場所があること。

(9) 官民境界沿いに側溝がある場合は、前記(5)の側溝及び溝蓋の改築方法により設置すること。

(10) 車両乗入部以外の場所から自動車が入出するおそれのある場合は、駒止めを設置する等の措置をとること。

(11) 歩道のない箇所に営利目的により出入口を設置する場合においても、車両乗入部の構造と同様とすること。

2 法面埋立、切取等

(1) 切土、盛土の施工高及び縦横断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案した上での構造、勾配に整合させること。

(2) 官民境界沿いの官地側に U 型、L 型、半円形等の側溝を設置するものとし、種類、構造、勾配等については、隣接地区における状況を考慮し、道路管理者が決定する。ただし、既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合な場合はこの限りでない。

(3) 盛土の場合は、道路管理者の指定する良質土により盛土すること。

(4) 盛土によって従来の側溝を埋める場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。

(5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。

(6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋と側溝を設置すること。

(7) 車両乗入部以外の場所から自動車が入出するおそれのある場合は、駒止め等を設置すること。

(8) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために必要な安全施設を設置すること。

(9) 付加車線の採択は、道路構造令による右左折車線の基準に基づき設置を行うこと。

3 その他の承認工事

(1) 前記「1 車両出入口」及び「2 法面埋立、切取等」以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

(2) 側溝の溝蓋敷設工事については、工事内容に応じて適宜必要な審査を行い、特に疑義のある場合は道路河川課と協議すること。

4 道路を横断して水路を設けた場合の橋りょう工事

道路を横断して水路を設けたため橋を架橋する場合は、排水管等を埋設する行為は道路の占用として取り扱い、道路を掘削して橋りょうを架設する場合は承認工事とし、別途水路に使用する部分は占用で取り扱うものとする。

(注) 橋りょうとは、河川、湖沼、海峡、運河などの水面を超えるため、あるいは水のない谷、凹地又は、建築物や他の交通路等を超えるために桁下に空間を残し、架設される道路構造物で橋長2.0m以上のものをいう。また、溝橋（カルバート）は橋りょうとして取り扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが1.0m未満のものを溝橋（カルバート）とする。

附 則

1 この基準は、令和3年5月6日から施行する。